

業務改善助成金（通常コース）のご案内

令和4年度の申請を受付中！【岡山局版】9月1日改訂

制度の概要

最低賃金が低い事業者の助成率引き上げ！

- ①事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる。
- ②設備投資（機械設備、コンサルティング導入等）などを行う。②の費用の一部助成



対象事業場

- 中小企業であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- 事業場規模100人以下

【岡山県】
事業場内最低賃金
892円
以下

↑最低賃金の改正に注意

支給要件

- 賃金引き上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
- 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

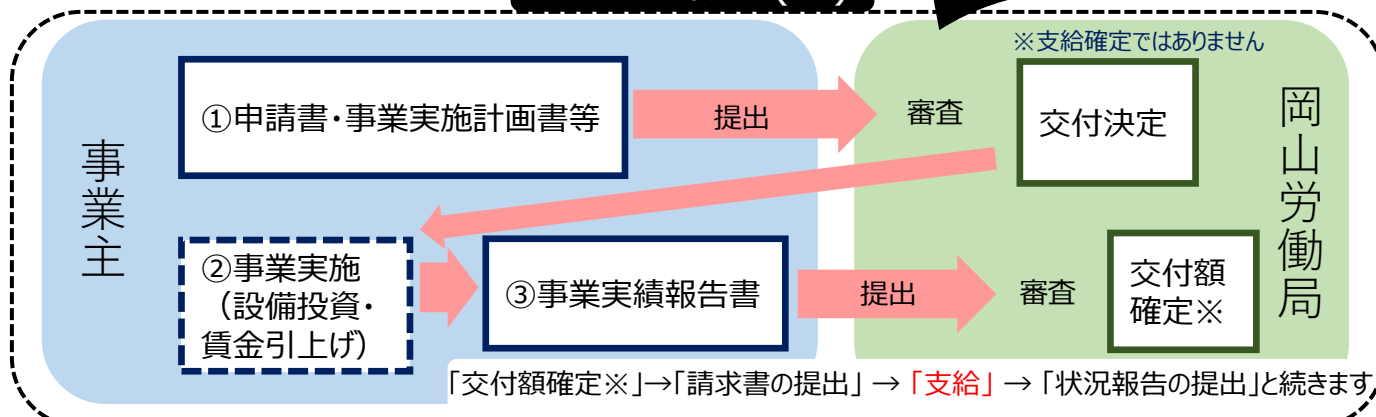
対象となるか、チェック！

全て☑になれば、助成金の対象の可能性が有ります！！

手続きの概略(例)

申請期限(必着) 令和5年1月31日

※早期締切の場合あり



助成限度額

賃金を引き上げる労働者数及び助成上限額

コース区分	1人	2~3人	4~6人	7~9人	10人以上
30円	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

【岡山県の助成率】

(注)令和4年9月末までの場合

①事業場内最低賃金
862円~869円
9/10 (90%)

②事業場内最低賃金
870円~892円
4/5 (80%)

生産性要件を
満たした場合
9/10 (90%)

※生産性要件：「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指し、直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に加算

賃金UP 設備投資・生産性向上 業務改善助成金

活用

昨年度の岡山県内 導入事例

【製造業(縫製)】

◇新型ミシン

- ☞作業能率の向上
- ☞初心者でも作業が可能

【製造業(食品)】

◇プレハブ型冷蔵庫

- ☞労働能率の向上

【製造業(機械)】

◇生産管理システム

- ☞作業能率の向上

【洗濯業】

◇大型洗濯機・乾燥機の増設

- ☞労働能率の向上

【接客業】

◇自動釣銭機 ◇勤怠打刻機

- ☞労働能率の向上

【介護事業】

◇介護ベッド ◇リハビリ器具

- ☞業務効率の向上

【農業】

◇農薬散布ドローン

- ☞消毒時間の短縮

【小売業】

◇POSレジシステム ◇受発注システム

- ☞在庫管理の短縮

【飲食業】

◇食器洗浄機

- ☞洗浄時間の短縮

◇フードスライサー

- ☞肉細分作業の短縮

助成金の支給までの具体的な流れ (例)

- 9月9日 事業場内最低賃金862円(対象者2人)を9月21日から30円引き上げる計画を策定し、労働局に申請額を50万円とする助成金の交付申請書を提出
- 9月21日 就業規則を改定し、**事業場内最低賃金を30円引き上げた892円とする** ※本例は、最低賃金改正日より前
- 10月5日 労働局が審査の上、助成金の交付決定通知を行う
- 10月11日 生産性向上に役立つ機器を導入して業務改善を行い、機器代金70万円を支払う
(注) 機器の購入は、交付決定後に行った場合のみ、助成金の対象
- 10月31日 **対象者2人に対し、引き上げた賃金を支払う**
- 11月4日 労働局に機器の導入・支払状況、引き上げ後の賃金の支払い状況などを記載した事業実績報告書を提出
- 11月22日 労働局が審査の上、助成金の交付額確定通知を行う
- 11月25日 労働局に助成金の支払請求書を提出
- 12月8日 労働局より助成金の支給を受ける ※その後、状況報告が必要となります

厚生労働省 **岡山労働局**

業務改善助成金

検索



【お問い合わせ先】
業務改善助成金
コールセンター
Tel0120-366-440

【ワンストップ相談窓口】
岡山働き方改革
推進支援センター
Tel0120-947-188

【申請先】
岡山労働局
雇用環境・均等室
Tel086-224-7639